

倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月14日(水) 午前10時00分から午前10時16分
- 2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 21人
会長 8番 吉田 幸夫 委員
会長代理 3番 田邊 洋樹 委員

委員

1番 武本 章吾 委員 4番 矢野 秀典 委員 5番 三宅 健二 委員
6番 平松 頼雄 委員 7番 安田 茂 委員 9番 岸本 寛吾 委員
10番 三宅 健 委員 11番 古城 茂樹 委員 14番 藤原 安信 委員
15番 中川 逸実 委員 16番 藤田 壽則 委員 17番 山地 康弘 委員
18番 井上 保邦 委員 19番 香西 英雄 委員 20番 田中 博之 委員
21番 白神 正則 委員 22番 栗坂 豪 委員 23番 大村 孝志 委員
24番 小山 智子 委員

- 4 欠席委員 3人
2番 野口 國治 委員 12番 中西 公仁 委員 13番 難波 朋裕 委員
- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員
1番 武本 章吾 委員 17番 山地 康弘 委員 18番 井上 保邦 委員
22番 栗坂 豪 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画について
- 議案第5号 「倉敷農業振興地域整備計画」 変更に係る意見について
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について
- 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
- 報告第5号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 塩津 賢一 事務局課長主幹 中村 英樹 事務局主幹 林 孝子

事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 宮本 幸典

事務局主任 大橋 浩直

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 塩津副参事	皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から2月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和6年2月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は21名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議長	それでは、議席番号4番矢野秀典委員と議席番号5番三宅健二委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の宮本主任と大橋主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から5頁にかけて17件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から17番について調査票をもとに説明】 ご覧いただいておりますように、今回は特に問題となるような案件はありませんでした。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の

17件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしということでございますので、議案第1号の、1番から17番までを、許可と決定いたします。

続きまして、6頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明をさせていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に1件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました1番について、前回の審議で、令和2年12月9日に農地法第4条許可により、今回申請地のすぐ東側に建築された農業用倉庫が、適正に使用されていないということで保留になっていました。この件について、令和6年1月16日に一旦申請を取り下げましたが、1月19日に再度申請されました。申請内容は前回と特に変わっていません。

このため、前回同様、農業用倉庫の中を確認したところ、依然として建築用の機械や資材が多数置かれており、農業用として適正に使用されているとはいえない状況でした。

岡山県の「農地転用許可に係る審査基準」では、「過去に許可を受けた転用事業者が、特別な理由がないにもかかわらず計画どおりに転用事業を行っていない場合や、無断転用等の農地法違反行為があり、是正がなされていない場合には、転用行為を行うのに必要な「信用」があるとは認められないものとする。」とあり、倉庫が農業用以外の目的にも利用されているため、信用があるとは認められないと判断しました。

したがって、農地転用の許可できない要件である、農地法第4条第6項第3号の「申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと」に該当します。

この件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、農業用倉庫は当初の転用目的どおり適正に使われているとは言い難い状況で、是正もされていないため、今回は不許可とのことでした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がりましたが、農地法第4条の規定による許可申請の1件について不許可とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番について、不許可と決定します。

	<p>続きまして、7頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>中村です。説明をさせていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、7頁に4件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました4件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた4件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この4件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の4件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から4番について、許可と決定します。</p> <p>続きまして、8頁をご覧ください。 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、武本委員、山地委員、井上委員、栗坂委員、に関係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 (武本委員、山地委員、井上委員、栗坂委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】</p> <p>林でございます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から19頁にかけて59件の計画が、農業委員会に提出されました。 権利の種類の内訳は、使用貸借が47件、賃貸借が12件でございます。 利用期間の更新は20件、新規は39件でございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが26件、農地所有適格法人が1件、その他は全て個人でございます。 借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は1人以上確保され、必要な</p>

農機具も所有しており、書類上の不備はございませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、59件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、4名の委員に入室するように伝えてください。
(入室)

退室されていた4名の委員に報告いたします。

議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、20頁をご覧ください。

議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画変更に係る意見について」です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第5号 「倉敷農業振興地域整備計画変更に係る意見について」】

中村でございます。説明させていただきます。

議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画変更に係る意見について」でございますが、倉敷市長から農業委員会へ令和6年1月12日付（農第1552号）で「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見を求められています。

市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。

今回の主な変更点は、農家住宅等用地に供するための農用地区域からの除外と、基礎調査の結果を踏まえた農用地利用計画等の見直し（山林原野化した農用地の除外等）です。

このことについて、各地区協議会でご審議頂きましたが、53頁の意見書案のとおり承認とのことでした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第5号については承認とします。審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。

	<p>報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>【報告第1号から第5号について報告・説明】 報告いたします。</p> <p>55頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、55頁から67頁にかけて20件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に68頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、68頁から70頁にかけて16件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に71頁をお開きください。 報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、71頁から76頁にかけて32件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に77頁をお開きください。 報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、77頁に6件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に78頁をお開きください。 報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが、78頁に3件の計画が岡山県知事に提出されました。 本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、借り手の変更により権利が移転されたものでございます。</p> <p>報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p> <p>議長 事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p> <p>各委員 【質問なしの声】</p> <p>議長 ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号については、すべて確認、了承いただきました。 以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。</p>
--	---

塩津副参事

【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。

(次回総会の日程案内など連絡)

以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は3月13日(水)です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時16分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和6年2月14日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員